

別紙

諮問第1142号、第1143号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「顛末書の情報公開請求に関連して、東京都が〇〇（特定の事業者）に対し連絡した文書及び決裁原議と〇〇からの回答書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成29年12月11日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「公文書の開示決定等に先立つ意見書提出機会の付与について（平成29年9月20日付29財経総第1250号）」（以下「本件対象公文書1」という。）及び「開示決定等に係る意見書（平成29年9月28日付）」（以下「本件対象公文書2」という。）を対象公文書として特定し、本件一部開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成30年3月26日に審査会へ諮問された。

審査会は、平成30年9月28日に実施機関から理由説明書を收受し、令和2年9月30日（第210回第一部会）から同年10月22日（第211回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1142号及び第1143号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 競争入札参加有資格者に対する指名停止等の措置について

実施機関は、東京都における契約事務の適正な執行を確保するため、「東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱」（平成18年4月1日付17財経総第1543号。以下「措置要綱」という。）において、競争入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）に対する指名停止等の措置に関し、必要な事項を定めている。措置要綱では、実施機関は、要綱別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実を発生させた有資格者について指名停止等を行う（第2の1）とし、指名停止等の措置の決定に係る事実確認に当たっては、当該有資格者から報告書を徴するなど直接調査を行うことができる（第3の2）と規定している。

実施機関の説明によると、有資格者が刑事事件で起訴されたことを理由とする指名停止等の措置を決定する際は、重要な判断資料として、有資格者の任意の協力により、公訴事実等を記載した顛末書等の提出を受け、事実確認を行っているとのことである。

ウ 本件一部開示決定について

実施機関は、審査請求人が別途行った公文書開示請求に係る公文書である、特定の事業者（以下「本件事業者」という。）が法令違反で起訴された際の顛末を記載して実施機関へ提出した顛末書（以下「本件顛末書」という。）について、都以外のものに関する情報が記録されているとして、開示決定等に先立ち、当該情報に係る都以外のものである本件事業者に対し、条例15条1項に基づく意見照会を行った。

本件開示請求は、実施機関が当該意見照会の実施について決定した文書及び本件事業者への照会文書並びに本件事業者からの回答文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象公文書1及び2を対象公文書として特定し、別表1に掲げる本件非開示情報1については条例7条2号及び6号に、本件非開示情報2及び5については同条4号に、本件非開示情報3については同条2号に、本件非開示情報4については同条3号にそれぞれ該当することを理由として非開示とする本件一部開示決定を行った。

エ 本件非開示情報1から5の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

実施機関は、本件顛末書について、措置要綱に基づく指名停止等の措置の決定に係る事実確認に当たって本件事業者から提出を受けたものであるとし、本件非開示情報1については、本件事業者が法令違反で起訴された際の起訴状に記載された公訴事実を、個人情報等を伏せ字にした上でそのまま転記したとされる内容であると説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、本件事業者が起訴状の内容として記載したものであることが認められるが、特定の個人を識別することができる情報については伏せ字としていることから、条例7条2号に該当しない。

次に、同条6号該当性について検討すると、本件非開示情報1のうち、別表2に掲げる部分については、公知の事実又は本件一部開示決定において既に開示されている情報の程度にとどまるものであり、当該部分を公にしたとしても、今後、実施機関が有資格者に対する指名停止等の措置を決定する際に事実関係の把握が困難となるおそれがあるとは認められないことから、同条6号に該当せず、開示すべきである。

しかしながら、本件非開示情報1のうち、その他の部分については、公訴事実の詳細な内容であることが認められるところ、実施機関が有資格者の任意の協力により顛末書等の提出を受け、指名停止等の措置を決定する際の重要な判断資料としていることを踏まえると、当該部分を公にすることにより、今後、実施機関が有資格者に対する指名停止等の措置を決定する際に、有資格者から必要な情報を得られず、事実関係の適切な把握が困難となり、指名停止事由に該当する有資格者を契約から排除できなくなるなど、契約に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、同条6号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 及び 5 について

本件非開示情報 2 及び 5 は、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、条例 7 条 4 号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 3 について

本件非開示情報 3 は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、条例 7 条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報 4 について

本件非開示情報 4 は、条例 15 条 1 項に基づく実施機関から本件事業者への意見照会に対し、本件事業者が回答した内容である。

本件非開示情報 4 のうち、別表 2 に掲げる部分については、公にしたとしても、本件事業者が開示決定に反対する意思を表示したか否かが明らかになるに過ぎず、本件事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が具体的に侵害されるとまでは認められないことから、条例 7 条 3 号に該当せず、開示すべきである。

しかしながら、本件非開示情報 4 のうち、その他の部分については、開示決定に反対する意思を表示した場合にその具体的理由が記載されることとなるものであることから、公にすることにより、本件事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ、同条 3 号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑

別表1 本件非開示情報

本件対象公文書		本件非開示情報		根拠規定
1	公文書の開示決定等に先立つ意見書提出機会の付与について（平成29年9月20日付29財経総第1250号）	1	本件顛末書に記載された「5 公訴事実」の4行目以降の部分	2号、6号
		2	本件事業者の印影	4号
		3	開示請求書及び確認書に記載された開示請求者の氏名、郵便番号、住所及び電話番号	2号
2	開示決定等に係る意見書（平成29年9月28日付）	4	「2 開示決定に対する反対意思の有無」及び「3 意見（開示決定に反対する理由）」の各欄	3号
		5	本件事業者の印影	4号

別表2 開示すべき部分

本件非開示情報1	本件顛末書に記載された「5 公訴事実」の4行目から8行目及び末尾2行の部分
本件非開示情報4	「2 開示決定に対する反対意思の有無」欄